長野県空手道連盟　規約

第1章　総　則

（名称）
第1条　本連盟は長野県空手道連盟(以下「本連盟」という)と称する。
（事務局）
第2条　本連盟は事務局を長野県内に置く。

第2章　目的及び事業

（目的）
第3条　本連盟は、本県におけるアマチュア空手道組織を統轄し、これを代表する団体として(公財)全日本空手道連盟及び(公財)長野県スポーツ協会に加盟し、空手道の健全な発達とその普及をはかり、以って県民の心身の錬成に寄与することを目的とする。
（事業）
第4条　本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
（1）（公財)長野県スポーツ協会及び(公財)全日本空手道連盟の事業への参加協力並びに推進
（2）国民体育大会等全国的大会に選手・役員を派遣
（3）体育関係諸団体との提携
（4）長野県の実施する国民体育向上に関する諸事業に対する空手道を通じての協力
（5）長野県空手道大会等の開催並びに傘下団体空手道大会への後援
（6）指導員講習会及び審判員講習会の開催及び公認
（7）公認段位審査会の開催
（8）空手道に関する調査・研究並びに印刷物の発行
（9）其の他本連盟の目的を達成する為に必要な一切の事業

第3章　構成・加盟及び脱退

（構成）
第5条　本連盟は「公平網羅の原則」により結成されたところの長野県に所在する空手愛好者により組織された団体を以って構成される。
（会員）
第6条　本連盟の会員は、前条の団体に登録され且つ本連盟に登録された者とする。
（加盟）
第7条　本連盟に加盟しようとする団体は所定の加盟申込書に役員名簿・規約等を添えて会長宛に提出するものとする。但し本連盟は(公財)全日本空手道連盟のもと、関係者相互の親睦融和の精神を重んずるので、前加盟団体より脱退もしくは除名された者が2年以内に新団体として加盟申請した場合は以前所属していた団体の承認を必要とする。
2. 前項の申込があったときは評議員会の議決を経た後、会長名をもってその旨を当該団体に通知するものとする。
3. 前項の承認通知を受けたものは速やかに本連盟に対して、所定の加盟金及び当該団体登録年会費・個人登録年会費を納入するものとする。
（脱退）
第8条　加盟団体が本連盟を脱退しようとするときは、その理由を添えて会長に申し出なければならない。この場合には第7条第2項の規定を準用する。
（処分）
第9条　加盟団体又はその所属員で本連盟の名誉を傷つけ、また連盟の目的に反する行為があったときは評議員会の議決をもって除名、その他処分をすることができる。但し釈明の機会を与える。
2.加盟団体が会費を滞納し、又加盟団体としての義務に違反したときも前項と同様とする。
（資格の喪失）
第10条　第8条の規定によるほか加盟団体に次の各項に該当する事由が発生したときは、本連盟を脱退したものとみなす。

(1)第5条に定める加盟団体としての資格条件に欠けたとき。
(2)解散したとき。
(権利の喪失)
第11条　第8条の規定により脱退した団体は、本連盟の財産に対する一切の権利を失う。

第4章　会　計

(事業年度)
第12条　本連盟の事業年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。
(事業計画及び収支予算)
第13条　本連盟の事業計画書、収支予算書を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
(事業報告及び決算)
第14条　本連盟の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、損益計算書は監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1)事業報告書
(2)損益計算書
2. 前項の承認を受けた書類は定時評議員会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、第2号については承認を受けなければならない。
3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、規約と共に一般の閲覧に供するものとする。
(1)監査報告
(2)理事及び監事並びに評議員の名簿
(3)理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

第5章　評議員

(評議員の定数)
第15条　この連盟には評議員20名以上40名以内を置く。
(評議員の選任及び解任)
第16条　評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。
2. 評議員候補者の選出については、本連盟細則第2号により別に定める。
(評議員の任期)
第17条　評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した評議員に代わり選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3. 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
(評議員の報酬等)
第18条　評議員の報酬は、無償とする。
2. 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第6章　評議員会

(評議員会の構成)
第19条　評議員会はすべての評議員をもって構成する。
(評議員会の権限)
第20条　評議員会は、次の事項について決議する。
(1)理事及び監事の選任又は解任
(2)理事及び監事の報酬等の額

(3)評議員に対する報酬等の支給の基準
(4)損益計算書の承認
(5)規約の変更
(6)残余財産の処分
(7)基本財産の処分又は除外の承認
(8)その他評議員会で決議するものとして法令又はこの規約で定められた事項

(評議員会の開催)

第21条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後2ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第22条　評議員会は、この規約に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 評議員は、会長に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の議長)

第23条　評議員会の議長は、当該評議員会において評議員の中から選出する。

(評議員会の決議)

第24条　評議員会の決議は、評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1)理事・監事の解任
(2)評議員に対する報酬等の支給の基準
(3)規約の変更
(4)基本財産の処分又は除外の承認
(5)解散
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の議事録)

第25条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に署名押印する。

第7章　役　員

(役員)

第26条　本連盟には次の役員を置く。
(1)理事8名以上12名以内
(2)監事2名以内
2. 理事の内1名を会長とする。
3. 理事のうち副会長を1名、理事長を1名、その他の中から常任理事若干名を定める。
4. 常任理事は、連盟を代表する権限を持たず、また、会長、副会長及び理事長の職務を代行することができない。ただし、分担する業務について会長の委任を受けた場合、連盟を代表する行為以外の職務については、代行をすることができるものとする。

(役員の選任)

第27条　理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2. 理事及び監事候補者の選出については、理事会で推薦する。
3. 会長及び副会長、理事長、常任理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
4. 理事は評議員並びに監事を兼任することはできない。
5. 本連盟の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
6. 本連盟の監事には、本連盟の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに本連盟の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相

互に親族その他特殊の関係があってはならない。
(理事の職務)
第28条　会長は、法令及びこの規約で定めるところにより、この連盟を代表しその業務を執行する。
2. 副会長は、会長を補佐し、理事会の議決に基づき本連盟の業務を処理する。
3. 理事長は、会長、副会長を補佐し、理事会の議決に基づき本連盟の業務を処理する。
4. 常任理事は、会長、副会長、及び理事長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の業務を処理する。
5. 理事は、理事会を構成し、法令及びこの規約で定めるところにより職務を執行する。
(監事の職務)
第29条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この連盟の業務及び財産の状況を調査することができる。
(役員の任期)
第30条　本会の理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第26条に定める定数に足らなくなるときは任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
(役員の解任)
第31条　役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
(役員の報酬)
第32条　役員の報酬は、原則として無償とする。但し、常勤の役員には報酬を支払うことができる。
2. 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。
3. 第１項但し書きに規定する報酬の支給基準については、種類、金額の算定方法、支給の総額支給の方法 及び形態が明らかになるように、評議員会の決議により別に定めるものとする。
(責任の免除)
第33条　本連盟は、一般法人法第111条第1項を準用するものとし、役員の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第8章　その他の役員

(顧問及び相談役)
第34条　本連盟に、任意の機関として、顧問及び相談役を置くことができる。(本連盟細則1号)
2. 顧問及び相談役は、次の職務を行う。
(1)会長の相談に応じること
(2)理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
3. 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
4. 顧問及び相談役の報酬は、無償とする。

第9章　理事会

(理事会の構成)
第35条　本連盟に理事会を置く。
2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。
(理事会の権限)
第36条　理事会は次の職務を行う。
(1)本連盟の業務執行の決定
(2)理事の職務の執行の監督

(3)会長及び副会長・理事長・常任理事の選定及び解職
(4)顧問及び相談役の選任及び解任

(理事会の招集)

第37条　理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長が予め指名した理事が理事会を招集する。

3. 理事は会長または前項に定める理事に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

(理事会の議長)

第38条　理事会の議長は会長とする。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した理事が議長を務める。

(理事会の決議)

第39条　理事会の決議は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第40条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事が、前項の議事録に署名押印する。

(常任理事会)

第41条　重要な業務運営事項について検討する会議体として、この連盟に常任理事会を設置することができる。

2. 前項の規定による常任理事会の組織及び運営に関する規程は、理事会が別に定める。

第10章　委員会

(委員会)

第42条　本連盟の事業遂行のため必要があるときは、理事会の決議に基づき、各種委員会を置くことができる。

2. 前項の規定による各種委員会の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。

(倫理委員会)

第43条　本連盟の諸規程に対する違反行為に対する懲罰を決定するため倫理委員会(5名以上6名以内)を設置する。

2. 会長は、自身あるいは第26条に規定する役員のいずれかを、前項に定める倫理委員会に従事させるものとする。

3. 倫理委員会の委員の半数以上は、外部有識者によるものとする。

4. 本連盟の加盟団体や会員に向け、倫理に関するガイドラインを別に定めるものとする。

5. 懲罰に関する規程は、別に定める倫理規程によるものとする。

6. その他、倫理委員会の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。

第11章　規約の変更及び解散

(規約の変更)

第44条　この規約は、評議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条　この法人は、目的である事業の成功の不能、その他法令に定められた事由によって解散する。

附　則

この規約は昭和56年4月1日から施行する。

改定　昭和57年3月　1日

改定　平成31年3月17日

改定　令和 3年3月14日